

投資

資金調達および債券・株式の発行は、グローバルな事業を展開する上での活力源です。増田・舟井法律事務所は、世界各地を拠点に対内・対外投資を行うあらゆる産業の企業が、米国に進出し、ビジネスを展開するためのアシストを提供しています。米国内外の発行体または投資家に対し、様々な形態の資本取引（証券発行ならびにブルースカイ法、レギュレーションSおよびレギュレーションDに基づく発行を含む私募）についてアドバイスします。

当事務所の弁護士は、情報開示および文書作成における問題への対応をサポートする一方で、連邦・州レベルの証券取引法の適用除外や再販・取引規制の遵守についても助言を提供しています。また、目まぐるしく規制が変化する中で、国家安全保障の観点からの審査・申請要件（例：米国対外投資委員会（CFIUS）による審査）、デュアルユース品（軍民両用品）・防衛関連品または技術に関わる輸出ライセンス等、クライアントが投資する産業に該当するコンプライアンス問題にも対応しています。さらに、タームシート、基本合意書（LOI）、目論見書および引受書類を作成するほか、必要に応じて証券の届出も行っており、証券の募集・購入について交渉する一方で、クライアントとの連携を密にしながら、投資家の権利、優先交渉権、共同売却権および登録権といった複雑な課題に対処しています。その他にも、複雑且つ高額な投資の管理やガバナンスに関して、当事務所の知識を駆使しながら、巧みに方策を講じています。

当事務所が長年培ってきたグローバルなビジネス視点や米国内外における商取引の実務経験は、各案件のあらゆる段階でクライアントの立場を最大限に有利なものとする上で活かされています。米国内における投資、日本からの対米投資、そして米国外のクロスボーダー取引に関してもアドバイスしており、法律知識はもとより、米国内およびクロスボーダー投資のトレンドを最前線で把握することにより、複雑な取引の交渉・成立を費用対効果の高い形でお手伝いしています。